令和７年度
倶知安町除雪管理システム導入業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

倶知安町建設課

倶知安町除雪管理システム導入業務に係る公募型プロポーザル実施要領

倶知安町除雪管理システム導入業務の内容及び同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件並びに審査等の内容については、次のとおりとする。

第１　目的

本業務は、除雪車両に搭載したＧＰＳ端末を用いて、除雪車両の作業状況管理及び作業集計、各種帳票出力が可能なシステム並びにインターネット上で除雪の実施状況（除雪完了後路線の表示等）の提供ができるシステムの整備を行い、除雪業務の効率化及び適正化により住民サービスの向上を図ることを目的とする。

また、この実施要領は、本町にとって最も優れた提案を行う事業者を公募型プロポーザル方式（以下、「本プロポーザル」という。）により選定するために、必要な事項を定めるものである。

第２　業務の概要

１　業務名　倶知安町除雪管理システム導入業務委託

２　業務内容

（1）別紙「倶知安町除雪管理システム導入業務委託仕様書」のとおり

３　業務期間　本契約締結日から令和８年３月３１日まで

４　事業費（見積上限額）

２３，９８０，０００円（消費税及び地方消費税の額を含む）

※令和７年度のシステム構築及び運用、令和８・９年度分の運用保守費用を含む

第３　参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。」は次のすべての要件を満たしていること。

(1) 市町村税に滞納がないこと。

(2) 消費税及び地方消費税に未納がないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定のほか、次に掲げるものに該当しない者であること。

①会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に規定する更生手続の適用を申請したもので、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がされていない者であること。

②民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に規定する再生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされていない者であること。

(4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下同じ））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第２号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

(5) 現に、倶知安町建設工事等競争入札の参加資格に関する手続要綱（平成 13 年倶知安町要綱第 19 号）その他の法令の規定による指名停止を受けていないこと。この場合において国及び他の地方公共団体において指名停止を受けている場合も、この資格はないものとする。

(6) 倶知安町競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されたものであること。（随時申請可能）なお、共同企業体による参加は認めない。

(7) 提案内容については、類似の提案が過去５年以内に、下記に示される「同種又は類似業務」の実績を１件以上有していること。

【同種業務】

・一般国道、都道府県道、市町村道の除雪作業に通信型端末を活用した除雪管理システム（稼働実績を自動取得し、除雪作業日報及び月報（稼働時間の集計）及び除雪費の集計等）の構築、運用、保守業務のすべてを含んでいること。

・除雪実施状況（除雪完了後路線の表示）をインターネット上で一般公開をしたことがあること。

・システム本格導入実績を対象とし、一部の除雪車両を対象とした試行導入実績や導入実験実績は対象外とする。

【類似業務】

・通信型ＧＮＳＳ機器を活用した機械の位置管理システムの構築・運用・保守業務。

・同種業務に同じく一部の除雪車両を対象とした試行導入実績や導入実験実績は対象外とする。

第４　全体スケジュール

事業者選定までのスケジュールは、以下のとおりとする。

内容	日程・期限
要領等の公表期間	令和７年４月８日（火）～令和７年４月１７日（木）
参加表明書の提出	令和７年４月８日（火）～令和７年４月１８日（金）
質問書の提出	令和７年４月８日（火）～令和７年４月２５日（金）正午まで
質問の回答	令和７年５月１日（木）
企画提案書の提出	令和７年５月１５日（木）正午まで
プレゼンテーション	令和７年５月２７日（火）予定 ※詳細日時及び場所は参加者に後日連絡します。
選考結果通知の送付	令和７年６月上旬（予定）
契約手続き	令和７年６月中旬（予定）

第５　参加表明手続

１　参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお､期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

ア　参加表明書（別記様式第１号(第 12 条関係)）

イ　業務実績調書（様式２）

ウ　誓約書（様式３）

(2) 提出期限：令和７年４月８日（火）～令和７年４月１８日（金）午後５時３０分まで

(3) 提出場所：第 12 に同じ

(4) 提出方法：持参又は郵送による。(郵送の場合は提出期限に必着とする。)

※持参の場合の受付期間は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前８時４５分から午後５時３０分までとする。郵送の場合は、受付期間内に必着させるとともに、配達記録が残る方法を利用するものとする。

第６　質疑応答

本プロポーザルに関する質問書の受付及び回答は、以下のとおりとする。

(1) 受付期間

令和７年４月２５日（金）の正午まで

(2) 質問方法

質問書（様式４）に質問内容を記載をし、電話連絡の上、電子メールにて提出をすること。

なお、電話による質問の受付は行わない。

(3) 質問への回答

質問への回答は、質問者及び回答日において参加表明書を提出している者すべてに対し、電子メールにより回答するものとする。また､当該回答内容は倶知安町ホームページ上に公表する。

第７　企画提案書及び見積書の提出について

参加申込をした者は次のとおり受付期間内に企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和７年５月１５日（木）正午まで　※期限内必着

(2) 提出書類

ア 企画提案書（様式５）

イ 企画提案書本編

①別添仕様書及び本要領第８の（3）に示す審査基準の内容に従い、下記の内容を提案書の中で記載し作成すること。

・導入スケジュール及び業務実施体制

・独自提案（本町の仕様書に定める事項にない有用な提案があれば記載すること）

②A4 版で 30 ページ以内（表紙及び目次を含まない）とし、ページの通し番号を付すこと。なお、提出は PDF データで提出すること。

③文字サイズは 10.5 ポイント以上とし、文書の補完のために、写真、イラスト等を用い

ることも可とする。

④企画提案書は一企画提案者につき１つ限りとする。

⑤企画提案書の提出期限後の訂正、追加、差替え及び再提出は認めない。

ウ 見積書（任意様式）

①令和７年度業務における見積額

②令和８年度から令和９年度までの２年間における保守費等ランニングコスト

※令和 10 年度以降の１年ごとにかかる保守費等ランニングコストについても参考提出すること。

(3) 提出先及び提出方法

第 12 に記載の事務局に原本を 1 部郵送又は持参かつ、電話連絡の上電子メールにてデータを送付すること。

第８　審査及び選定について

(1) 審査体制

倶知安町職員及び外部有識者で構成する審査会が、(3) の審査基準に掲げる評価項目に従って審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者を選定する。

(2) プレゼンテーション及び質疑

プレゼンテーション及び質疑は、以下のとおり実施する。

ア　プレゼンテーション

企画提案書の説明及び操作画面のデモンストレーションなどを予定する。

必要な機材については、参加者が用意するものとする。

※プロジェクター、スクリーンは用意しています。

イ　実施日時

実施日：令和７年５月２７日（火）予定

※詳細日時及び場所は参加者に後日連絡します。

ウ　実施方法及びタイムスケジュール

プレゼンテーションの所要時間は、１参加者あたり 35 分以内とする。

（準備５分、説明 20 分、質疑応答５分、片付け５分）

エ　注意事項

・プレゼンテーションの開催は１回を予定しているが、参加者が多数となった場合は、プレゼンテーションを複数日に行うことや、開催日時を変更することがある。

・各参加者のプレゼンテーションの順番は、参加表明書の提出順とする。

・プレゼンテーションでは、主要な内容やアピールポイントなどを簡潔に説明すること。

・プレゼンテーションへの出席人数は最大４名までとする。

・参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。

・指定時間に遅れた場合は、審査対象としない。

・プレゼンテーションは非公開とする。

オ　審査結果通知

審査結果は、参加者全員に文書により通知し、倶知安町ホームページに掲載することとする。なお、審査結果及び選考の経過についての問合せ、異議申し立てには応じない。

(3) 審査基準

審査の評価項目及び基準は、以下のとおりとする。

評価項目	評価基準
1. 業務実績	配置予定管理技術者を下記の基準で評価する。 ①管理技術者、担当技術者として従事した同種業務の実績があるか。 ②管理技術者、担当技術者として従事した類似業務の実績があるか。 実績件数は、①②合せて３件まで記載可能。なお、全期間従事した業務実績が確認できない場合は評価しない。
2. 業務実施方針	本町の除雪業務に関する課題を理解し、システム構築及び運用に関する方針が明確に示され、本町が考える業務内容、スケジュールを踏まえた提案内容となっているか。
3. 除雪稼働状況確認機能	除雪作業状況の確認方法や、機能表示設定の変更方法について、具体的に示されているか。
4. 除雪業務管理機能	稼働時間確認方法や、申請・承認・差戻し等ワークフローについて具体的に示されているか。各種業務管理に関する機能について具体的に示されているか。
5. 集計・請求管理機能	稼働状況集計にかかる各種帳票、日報等及び除雪費請求書類の出力方法について、明確に示されているか。
6. 除雪状況公開機能	仕様書に記載された機能を十分に有しているか。住民等利用者が扱いやすいものとなっているか。利便性向上のための工夫があるか。
7. 予算管理機能	除雪予算管理に有効な機能について、明確に示されているか。
8. ＧＮＳＳ端末機能	ＧＮＳＳ端末の操作方法・手順及び記録・送信方法が具体的に示されているか。誰もが扱いやすいものであるか。
9. セキュリティ対策	セキュリティに配慮した運用体制が明確に示されているか。
10. 運用支援体制	導入時の運用支援体制について明確に示されているか。
11. 独自提案	システムの基本性能は有効な機能（使いやすさ、分かりやすさ等）を備えており、かつ上記の各項目について仕様書に記載された以外の新たな提案がされているか。
12. プレゼンテーション	信頼性、実現性、取り組み姿勢、解りやすさ等。
13. 見積額及び将来性	令和７年度から令和９年度までの提案額および将来的な運用についての提案内容になっているか。

第９　参加者の失格について

契約の相手方として決定するまでに、提案者が次のいずれかに該当する場合には失格とする。

①「第３　参加資格要件」を満たさなくなった場合
②提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
③提出書類に虚偽があった場合
④契約の履行が困難と認められるに至った場合
⑤参加者が個別に審査会の委員と接触を持つなど、審査の公平性を害する行為があった場合
⑥提案者がプレゼンテーションに出席しない場合
⑦その他、審査会で本事業の遂行にふさわしくない明白な事情が認められた場合

第 10　契約の締結

審査により選定した最適な提案者と協議し、 企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第２３４条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、 最適な提案者と協議が整わない場合、 又は最適な提案者が契約締結するまでの間に失格要件に該当した場合、 次順位の提案者(次点)と協議できるものとする。

第 11　その他

(1) 提案書の作成・提出及びヒアリング出席等、審査参加に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
(2) 提出された提案書等は、受託者の選定以外には使用しない。
(3) 提出された提案書等は、審査目的の範囲内で複製することがある。
(4) 提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とする。
(5) 本業務に関して、提案者が１者のみの場合であっても、審査会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。
(6) 提案書は、倶知安町情報公開条例（平成１１年町条例第１９号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものその他の同条例第９条各号の不開示情報を除き、開示の対象とする。ただし提案書の提出及び審査期間中は、同条例第９条第４号の規定により、開示の対象としない。
(7) 審査において知り得た情報（周知の情報は除く）は、当該目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとする。また、本プロポーザルへの関わりがなくなった時点で、倶知安町から配布された資料及びその他知り得た情報については、適切に破棄すること。

第 12　事務局（提出先）

〒044-0001
虻田郡倶知安町北１条東３丁目３番地
倶知安町建設課管理係　　担当：足利
電話：0136-56-8011（直通）
電子メール：kanri@town.kutchan.lg.jp